平成 18 年度事後評価シート (平成 17 年度に実施した施策)

施策番号	- 7 - (5)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	動物の愛護及び管理	担当部局	自然環境局
爬 東 石	劉州の受護及び官達	評価者	動物愛護管理室長 東海林 克彦

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年	F版環境白	書における位置づけ(201 ページ以降)	
政策(章)	2章	環境保	全施策の体系	政策(章)	6章	自然環境の保全と自然とのふれあいの推進
施策(節)	1節	6 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進		施策(節)	9節	飼養動物の愛護·管理
その他関連する個別計画 -						

環境白書内「平成17年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

<施策の概要及び求める成果>

自治体、動物販売業者による飼い主等への適切な指導、情報提供の確保、地域における動物の適正飼養推進のための体制作りを推進することにより国民の意識の向上を図り、動物の愛護と適正な管理を通じた人と動物との共生を図る。

孓		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	<備考>
算	金額(単位:千円)	52.611	73.321	43.003	
算動向	一般会計	52.611	73.321	43.003	
미	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

動物愛護管理の普及啓発を推進するために、普及啓発資料の配付や動物愛護週間行事の実施(ポスターデザインコンクール、シンポジウム等)、自治体職員に対する講習会の実施、獣医師等を対象としたマイクロチップ埋込み技術マニュアルの作成及び技術講習会の開催等を実施。

また、動物愛護管理法が平成17年6月に改正され、飼い主責任の強化、動物取扱業者の届出制が登録制に強化、特定動物の全国一律の飼養許可制の導入、環境大臣による基本指針の策定等の措置が実施されることとなった。このため、同法の適切かつ着実な運用を図るため、普及啓発リーフレットを作成したほか、同法の施行に向けて必要となる基準・指針等の策定・改定のための検討を行い、動物取扱業に関する基準、特定動物(危険な動物)に関する基準等、動物の所有者明示の措置要領、家庭動物等の飼養保管基準、展示動物の飼養保管基準、犬及びねこの引取り等の措置要領の策定・改定等を実施。

これらの実施により、都道府県等による犬及びねこの引取り数が減少の傾向を維持する等、動物取扱業者、動物飼養者等の動物愛護管理の意識が向上し、人と動物との共生という目標達成に向け進展があった。

残された課題・新たな課題

ますます多様化している国民の動物の愛 護及び管理に関する要望等へのきめ細か い対策が課題である。

改正動物愛護管理法に基づき、動物の愛護及び管理に関する基本指針を定め、動物愛護管理の施策の強化に取り組むために、更なる法律等の周知及び国民への普及を強化していく。

今後の取組

動物の愛護及び適正飼養の一層の普及啓発を図るとともに、官 民連携して動物の愛護管理に取り組むこと、そうした取組に対す る支援等を幅広く推進する。

平成 18 年秋を目途に動物の愛護及び管理に関する基本指針を 策定し、各都道府県において作成する動物愛護管理推進計画の 作成指導を実施する。

引き続き、個体識別措置の普及等の措置を実施する。

改正動物愛護管理法の適切かつ着実な運用を図るため、各種基準の策定・改定等を行う。

「犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置」の 周知徹底、都道府県等における引取動物や収容動物の譲渡及 び返還の促進のためのデータベース・ネットワークシステムの一 層の活用等により、犬ねこの引取り数や殺処分数の減少を図る。

		施策の改善・見直し
ŧ∕c	-a	施策の重点化等
施策	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
		取組みを引き続き推進
の方向性		施策の廃止・完了・休止・中止
性	 	機構要求を図る
		定員要求を図る



今後の施策の	予算要求等への反映	
方向性	機構・定員要求への反映	-

当該施策の中の下位の目標及び指標等

下位目	標 1	効果的な普及啓発資料の作成や、都道府県等との連携による啓発事業の実施による家庭動物の終生飼養の推進により、動物の愛護と適正な管理について広く理解と関心を得る。また、動物販売業者など動物取扱業者の実態把握に努めるとともに、動物の適正飼養に関する知識・技能の伝達講習会を実施し、都道府県等による動物愛護及び管理の取組への支援を行い、動物の適正飼養を推進する。					
指標の名称			による犬ねこの引 都道府県、政令技		うにおける動物愛	。 護週間行	事の実施状況
指標年度	₹·単位	単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度		H - 年度
+6+亜		頭	362,096	322,660	集計中(H18中)	目標値	減少傾向の維持
指標		%	95	96	95		-
目標を設	定した	基準年	-	基準年(の値 -		
根拠	.等	根拠等動物の愛護及び管理に関する法律					
平成 17 年度においては、法改正に係る内容の普及啓発リーフレットの作成、動物愛護週間 央行事の開催、都道府県職員を対象とした動物適正飼養講習会の開催等を行った。これ 効果により、都道府県等による犬及びねこの引取り数が減少の傾向を維持する等、動物の設 飼養の推進が行われている。			手を行った。これらの				

下位目標 2	「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律」の公布(平成 17 年 6 月)に伴い、
下位自信之	改正法の適切かつ着実な運用に必要な措置を講じる。
達成状況	改正法の施行に向けて必要となる基準・指針等の策定・改定のための検討を行い、平成 17 年度においては、動物取扱業に関する基準、特定動物(危険な動物)に関する基準等、動物の所有者明示の措置要領、家庭動物等の飼養保管基準、展示動物の飼養保管基準、犬及びねこの引取り等の措置要領の策定・改定等を行った。

評価・分析(必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析)

【必要性】

都市化の進展や少子高齢化等により、ペット動物の重要性が高まる一方で、動物の虐待事件や不適正な飼養によるトラブル等の問題が顕在化しており、動物の適正な飼養管理が社会全体から望まれている。

動物の愛護と適正な管理を維持するため、国や都道府県等の行政のみならず、獣医師や愛護団体、動物取扱業者等の民間とも連携協力して取り組んでいくことが必要である。

【有効性】

動物愛護週間中に中央行事及び地方行事を実施するとともに、動物の愛護や動物による迷惑防止等の啓発ポスターを作成することにより、広く国民の間に動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解の深化を図った。都道府県等における引取動物や収容動物の譲渡及び返還の促進のためのインターネットを活用した広域的なデータベース・ネットワークシステムの統一規格を作成するとともに、適正な譲渡を推進するためのガイドラインを作成することにより、動物の終生飼養を推進した。

動物愛護推進員などの活動事例集の作成により、都道府県等における動物愛護推進員制度をサポートした。 獣医師等を対象としたマイクロチップ埋込みのための技術マニュアル(教本及び DVD)の作成及び技術講習会 を開催することにより、特定(危険な)動物及び特定外来生物の飼養に係る個体識別措置の実施体制の整備を 図った。

改正動物愛護管理法に関するリーフレットを作成することにより、改正動物愛護管理法の内容の周知・普及を図った。

動物取扱業に関する基準、特定動物(危険な動物)に関する基準等、動物の所有者明示の措置要領、家庭動物等の飼養保管基準、展示動物の飼養保管基準、犬及びねこの引取り等の措置要領の策定・改定等を行うことにより、改正動物愛護管理法の適切かつ着実な運用に向け取り組んだ。

【効率性】

動物の愛護と適正な管理について、広く国民に周知していくためには、リーフレット等のほか、引き続き、関係団体を通じた普及啓発やインターネット等の活用等を進めていくことが効果的であり、効率的である。

動物の愛護と適正な管理を推進するためには、国や自治体の行政に加えて、民間団体等と連携した取組を推進することが効果的かつ効率的である。

特記事項

<昨年からの変更点>

目標体系の見直しにより、昨年度評価書の下位目標1及び2を統合・整理して今回新たに下位目標1とした。また、その他下位目標等の表現についても見直しを図った。

< 内閣としての重要施策等 >

-

予算事項(事務事業)について

	当該施策に関する主な政策手段等(法律・税制等)					
動物の愛	動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)					
下位目標	関連する予算事項名及びその予算額(千円)					
	MAZ / G 1 ST ST MAZ C C S 1 ST			I		
番号		H17 当初	H18 当初	H19 反映		
4	動物愛護管理推進費	43,003	107,037			
	動物愛護普及啓発事業	-	5,341			
2	動物愛護管理推進費(再掲:下位目標 1)	-	-			

終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項 番号	分析·検証	今後の対応策
-		-

<別紙>政策効果把握の手法及び関連指標

施策番号	- 7 - (5)	下位目標 1	
及び施策名	動物の愛護及び管理	アルロ信	
指標名	都道府県等による犬ねこの引取り数		
拍标石	(参考)国、都道府県、政令指定都市、中核市における動物愛護週間行事の実施状況		
指標の解説	都道府県等において引き取った犬ねこの数		
1日 作示 リン 用牛 正元	都道府県、政令指定都市、中核市において、動物愛護週間行事を実施し	」た自治体の割合	
評価に用いた	動物愛護管理事務提要(非公開)		
資料等	動物愛護週間地方行事一覧(公開)		



指標に影響を	新たに中核市になった自治体の準備状況等
及ぼす外部要因	